

# 日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

## 2022年度診療報酬改定 依存症入院医療管理加算（病院薬剤師版）

作成：日医工株式会社（公社）日本医薬経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

参考資料：2022年3月4日 「診療報酬の算定方法の一部を改正する件（告示）別表第一 医科点数表」  
 2022年3月4日 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）別添 1 医科点数表」  
 2022年3月4日 「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（告示）」  
 2022年3月4日 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（通知）」  
 2022年度診療報酬 疑義解釈（その1～その28）

本資料は算定要件のうち  
特に病院薬剤師や多職種連携に注目した資料を作成しました

凡例

通知等

疑義解釈

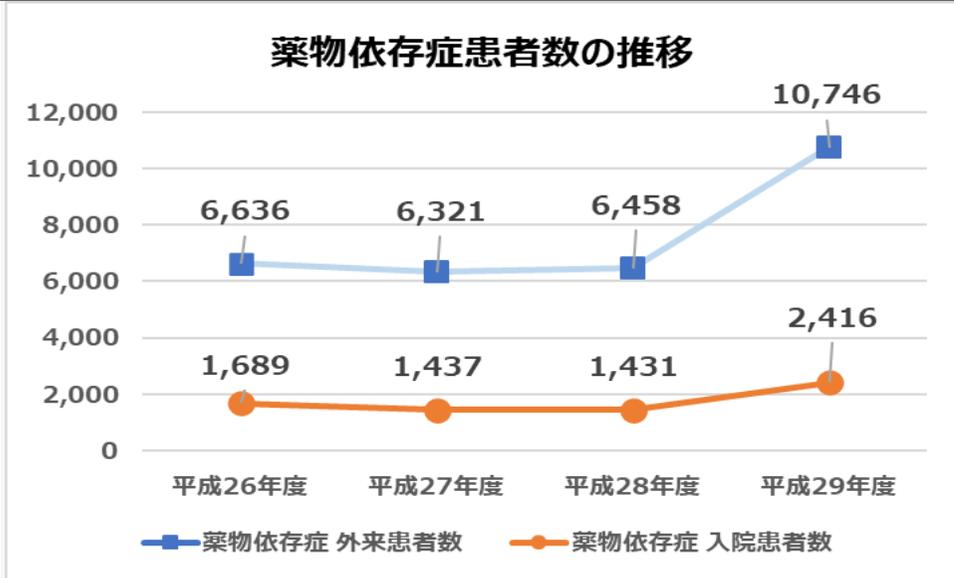
MPSコメント

資料No. 20230106-2031

本資料は、2023年1月6日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです  
 が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接  
 または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

薬物依存症の患者数は近年増加傾向にあります

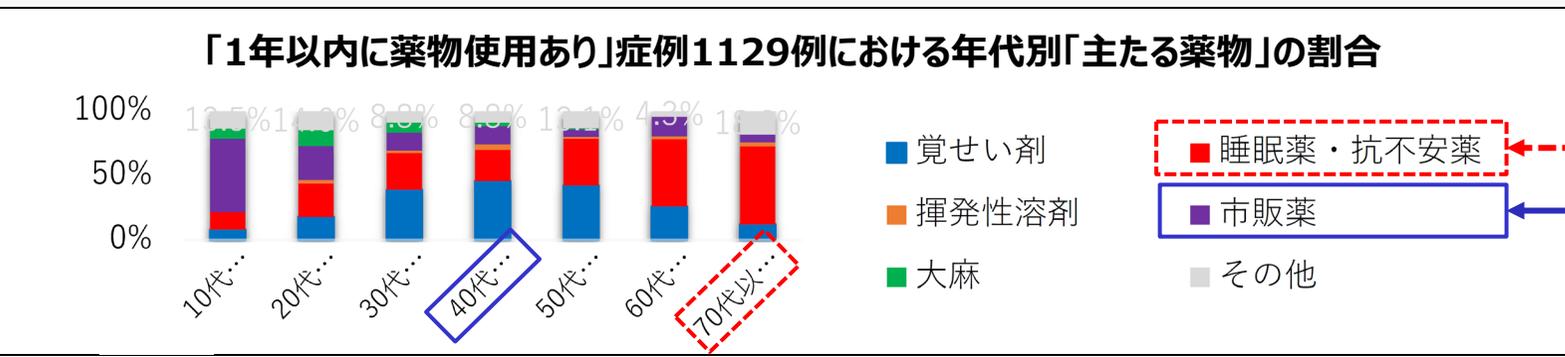
全年齢層で処方薬、市販薬による問題の割合が多く、若年層では市販薬、高齢者層では睡眠薬や抗不安薬といった処方薬が多い傾向にあります



外来 1回以上、精神科を受診した者の数  
 入院 依存症を理由に精神病床に入院している者の数  
 1年間に外来受診と精神病床入院の両方に該当した同一患者は、外来の入院の両方で計上

薬物依存症のうち1年以内に使用あり症例の主たる薬物 (N=1129)

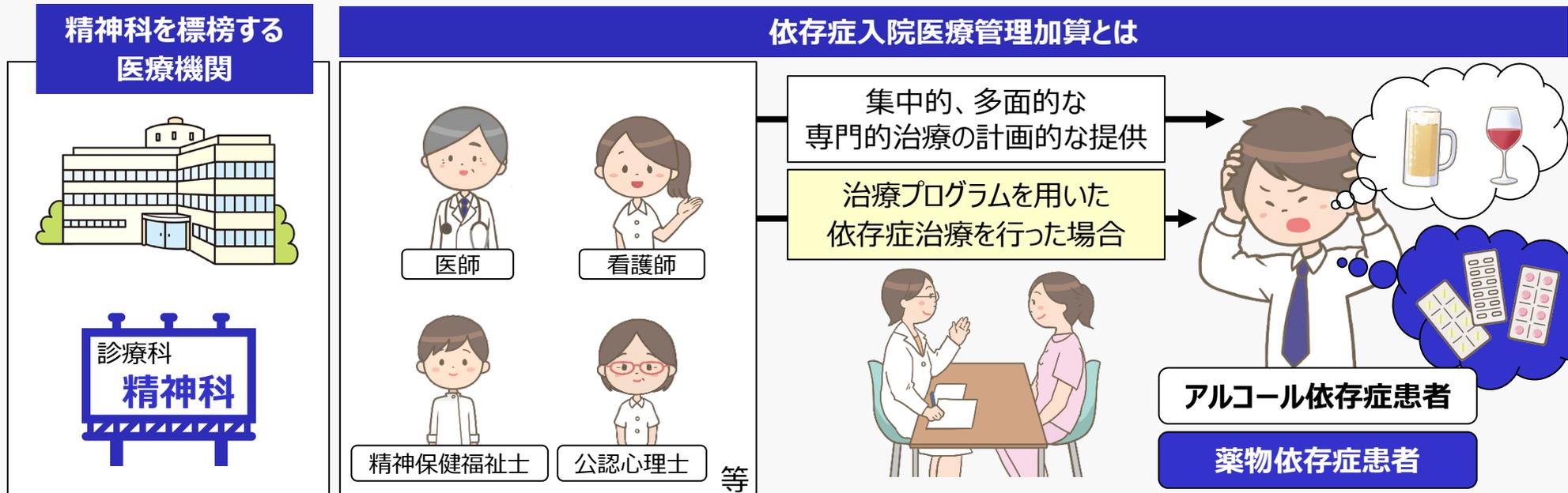
覚醒剤	高齢者層が多い	36.0%
睡眠薬・抗不安薬		29.5%
市販薬		15.7%
多剤	若年者層が多い	7.3%
大麻		5.3%
その他		3.7%
揮発性溶剤		2.7%
危険ドラッグ		0.3%

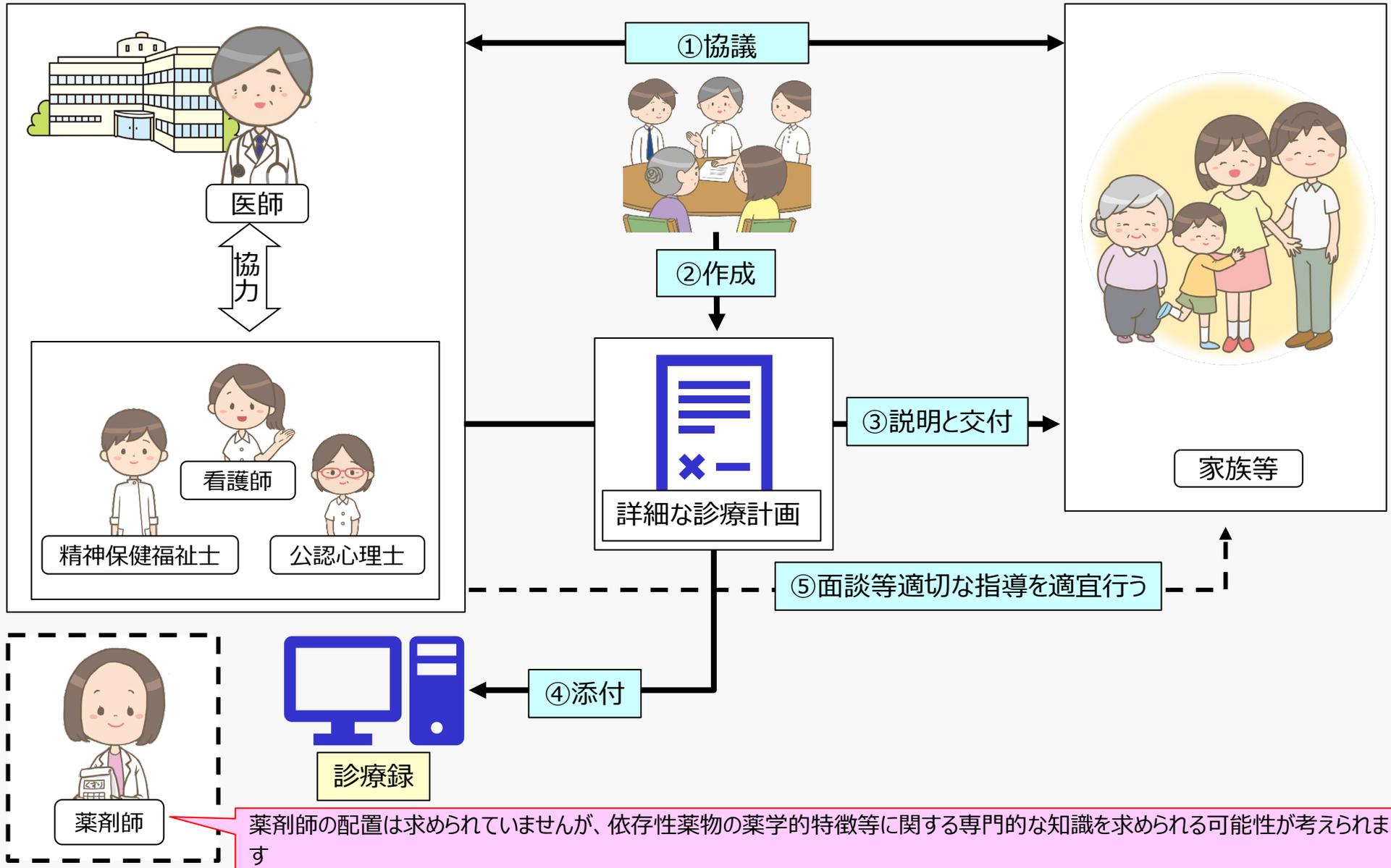


- 覚せい剤
- 睡眠薬・抗不安薬
- 揮発性溶剤
- 市販薬
- 大麻
- その他

算定対象に薬物依存症患者が追加されたことに伴い、名称から「重度アルコール」が削除されました  
 施設基準の対象職種に薬剤師は含まれていませんが、薬物依存の治療に際し、依存性薬物の薬学的特徴などの専門的な  
 情報提供等、薬剤師への相談等が増える可能性も考えられます

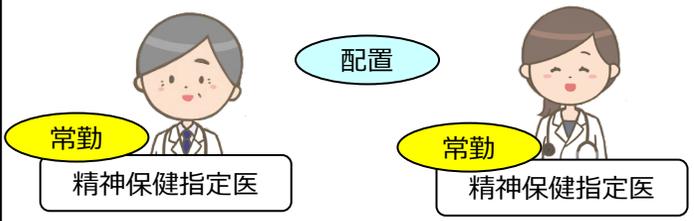
項目	名称	算定要件		点数
入院基本料等加算	依存症入院医療管理加算	1 30日以内	1日につき	200点
		2 31日以上60日以内		100点
対象患者	入院治療が必要なアルコール依存症の患者又は薬物依存症の患者			





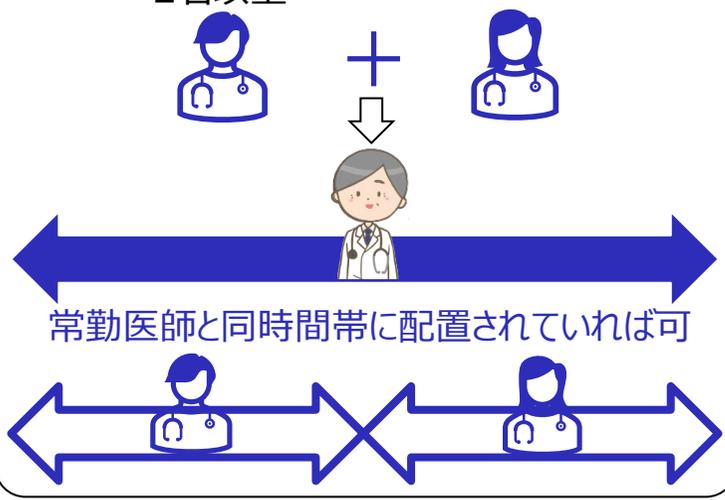
# 薬物依存症患者への治療に対する施設基準

## 常勤の精神保健指定医の2名以上配置



【非常勤医師の常勤換算】

- ・週3日以上の常態としての勤務
- ・所定労働時間 週22時間以上
- ・2名以上



必要に応じ、精神科以外の医師が治療を行う体制が確保されている

## 薬物依存症の患者に対する配置義務



### 研修で習得すべき内容

研修時間14時間以上

- (イ) 依存症の疫学、依存性薬物の薬理学的特徴と乱用の動向
- (ロ) 依存症患者の精神医学的特性
- (ハ) 薬物の使用に対する司法上の対応
- (ニ) 依存症に関連する社会資源
- (ホ) 依存症に対する集団療法の概要と適応
- (ヘ) 集団療法患者に対する入院対応上の留意点
- (ト) デモセッションの見学や実際のプログラム実施法に関するグループワーク



【2022/3/31疑義解釈その1】  
 「薬物依存症に係る適切な研修」は  
 ・ 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが実施する  
**「認知行動療法の手法を活用した薬物依存症に対する集団療法研修」**  
 ・ 日本アルコール・アディクション医学会が実施する  
**「認知行動療法の手法を活用した薬物依存症に対する集団療法研修」**  
 なお、令和4年4月1日以降の研修については、入院医療に関する要点等が含まれるが、令和4年3月31日以前に研修を修了した者については、履修しているものとみなす

- 薬物依存症の患者は近年増加傾向にあり、若年層では市販薬、高齢者層では睡眠薬や抗不安薬といった処方薬の依存が多い傾向にあります
- 2022年度改定では、「依存症入院医療管理加算」の対象患者に、薬物依存症患者が追加されました
- 施設基準の対象職種の配置に薬剤師は含まれていませんが、薬物依存の治療には、依存性薬物の薬学的特徴など専門的な知識が必要になることから、薬剤師への相談等が増えてくるかもしれません
- 今後も医師のタスク・シフト/シェアの推進により、病院内における薬剤師が関わる業務は、拡大していく事が予想されます



日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける  
テーマ別  
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧  
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

**会員特典1** → メールマガジンの受信

**会員特典2** → 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>